

当初・変更

工事執行機関 41371 富岡土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成27年12月25日	
工事番号	15-41371-0074	工事名	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	着工	平成28年3月25日	
入札執行年月日	平成27年11月6日		発注種別	01 一般土木工事	完成	平成30年3月30日
審議番号	公所	000000	本庁			
路線・河川名	毛萱仏浜地区海岸（3工区）				予定価格	
工事箇所	双葉郡富岡町大字毛萱地内				1,216,045,440	
至						
工事概要	復旧延長L=360m堤防工 L=360m 離岸堤 L=120m					

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
700800312 田中・平尾特定建設工事共同企業体	双葉郡双葉町大字長塚字町48		
	(1) 1,130,000,000	(2) 1,120,000,000	1,209,600,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回発注を行おうとする工事は、下記1の公共災害復旧（再復）工事（海岸）である。
この工事の契約に当たっては、下記2に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約としたい。

記

1 工事概要

(1) 工事名	<u>公共災害復旧（再復）工事（海岸）</u>
(2) 路・河川等名	<u>毛萱仏浜地区海岸（3工区）</u>
(3) 工事箇所	<u>双葉郡富岡町大字毛萱地内</u>
(4) 工事内容	<u>復旧延長 L=360.0m</u>
	<u>堤防工 L=360.0m</u>
	<u>離岸堤工 L=120.0m</u>

2 随意契約の理由

当該工事は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した波倉地区海岸の海岸堤防の復旧工事を施工するものである。

当該箇所は、堤防の破堤等の被害が甚だしく、高潮・波浪に対する安全度が著しく低下し危険な状況にあるため、一刻も早く復旧し社会基盤の健全化を図るものである。

発注の時期については、事業用地に干渉していた環境省のがれき仮置場の移設調整や相続発生等により時間を要していた事業用地の取得などが平成27年9月上旬に整ったことから、平成27年9月下旬の起工となったものである。

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成27年10月21日

福島県富岡土木事務所長 矢内 誠一郎

1 工事概要

工事番号	15-41371-0074	
工事名	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	
工事場所	双葉郡富岡町大字毛萱地内（毛萱仏浜地区海岸（3工区））	
工事概要	復旧延長 L=360.0m、堤防工 L=360.0m 離岸堤 L=120.0m	
完成期限	平成30年3月30日限り（準備期間90日間を含む）	
予定価格	※※※円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。）	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	・この工事については、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知（平成25年9月3日一部改正））における特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成27・28年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事实績	必要なし	・元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会

	津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比率に相当する額とする。)があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
JR近接工事 該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者又は3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。		
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	県内		
	企業の工事実績 必要なし	・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)	
	企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上	・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)	
	技術者の工事経験 必要なし	・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)	
JR近接工事 該当なし	・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員が配置出来ない場合、その他の構成員の配置でも可)		
その他の構成員の	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A又はB	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店または支店・営業所の所在地	・福島県平成27・28年度工事等請負資格者名簿に登録されていること。	

の 資 格 要 件	全 国
-----------------------	-----

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の 閲覧等	平成27年10月21日(水)～ 平成27年11月6日(金)	双葉郡広野町大字下浅見川字広長120番1 福島県富岡土木事務所 閲覧室
設計図書等の 質問	平成27年10月21日(水)～ 平成27年10月26日(月)	双葉郡広野町大字下浅見川字広長120番1 福島県富岡土木事務所総務課 電話番号 0240-23-6601 ファクシミリ 0240-23-6607 電子メール tomioka.doboku@pref.fukushima.lg.jp
質問の 回答予定	平成27年10月28日(水)	福島県富岡土木事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成27年11月6日(金) 午後1時30分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 双葉郡広野町大字下浅見川字広長120番1 福島県富岡土木事務所 会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、第3順位まで仮契約候補者を決定し、本庁において応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)

が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

8 労働者確保及び労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の試行工事」である。

ア 労働者確保に関する積算方法の試行工事に適用する場合

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

イ 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の試行工事に適用する場合

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

9 準備期間確保工事に関する事項

この工事は、準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間90日以内に着工日を任意に設定できる。なお、設定工期は準備期間90日間を含む。

10 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県富岡土木事務所総務課
電話番号 0240-23-6601
ファクシミリ 0240-23-6607
電子メール tomioka.doboku@pref.fukushima.lg.jp

〈参考〉 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
見積書
様式第1号 資格確認書（確認のための書類を添付すること）
(1) 代理人による場合は、委任状 (2) 特定建設工事共同企業体で応募する場合は、(1)のほか代表者に他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状
特定建設工事共同企業体で応募する場合は、以下の書類も提出
(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号）
(2) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第1号その1）
(3) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号に準じる。）の写し